

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成29年2月18日 03時30分ごろ |
| 発生場所 | 沖縄県国頭村瀬高埼東南東方沖 瀬高埼灯台から真方位111°43海里付近 (概位 北緯26°30.0′ 東経129°04.3′) |
| 事故の概要 | 漁船第三松久丸は、西進中、また、漁船おおもり丸は、漂泊中、両船が衝突した。 |
| 事故調査の経過 | 平成29年3月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 漁船 第三松久丸、9.1トン ON2-0602（漁船登録番号）、個人所有 第296-14845号（船舶検査済票の番号） B 漁船 おおもり丸、7.9トン ON2-0945（漁船登録番号）、個人所有 第296-23079号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A、一級小型・特殊 B 船長B、一級小型 |
| 負傷者 | A なし B 軽傷 1人（船長B） |
| 損傷 | A 船首部外板に破口 B 右舷側ブルワークに破口及び亀裂、居室の屋根のハンドレールに曲損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約0.9m/s、視界 良好 海象：うねり 波高約1m |
| 事故の経過 | A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、法定灯火を表示し、約7ノットの対地速力で自動操舵によって西進中、単独で操船に当たっていた船長Aが眠気を感じ、背もたれ付きの椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを続けるうちに居眠りに陥った。 船長Aは、無線機から聞こえるB船の声で目覚め、B船から衝突したのではないかとの問合せを受けて船体を確認したところ、船首部外板に破口を認めた。 船長Aは、本事故当時、操業の疲れを感じていた。 甲板員は、本事故時、操舵室前方の船室で寝ていた。 船長Aは、レーダーの接近警報を設定していたが、雨の影響を抑えるように感度の調整を行っていたので、警報が鳴らなかったと、本事故後に思った。 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、瀬嵩埼東南東方沖においてクラッチを中立とし、白色の全周灯及び黄色の回転灯を点灯し、北北東に向首した状態で漂泊した。</p> <p>船長Bは、早朝からの操業のため、操舵室船首側の居室で寝ていたところ、衝撃を感じた。</p> <p>船長Bは、頭部及び腰の打撲等を負った。</p> <p>船長Bは、レーダーの接近警報を設定していたが、小型船等の映像が映るように感度等の調整を行っていなかったため、警報が鳴らなかったと、本事故後に思った。</p> <p>A船及びB船は、本事故後、自力で帰港した。</p> |
| 分析 | <p>A船は、船長Aが、居眠りに陥ったことから、前路で漂泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、眠気を感じたものの、自動操舵としていたこと及び背もたれ付きの椅子に腰を掛けて見張りを続けていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵室船首側の居室で寝ていて見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、法定灯火を表示していなかったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、A船が西進中、B船が漂泊中、船長Aが居眠りに陥り、また、船長Bが見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独で操船中に眠気を催した場合、2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を講じること。 ・ レーダーの接近警報を設定する場合、感度を適切な状態に調整すること。 |